

菊池いきいき農業特区

都道府県名：

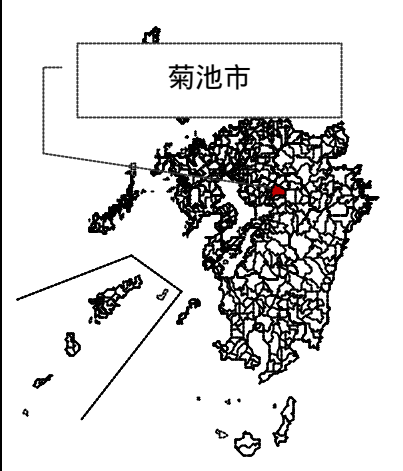
熊本県

申請主体名：

菊池市

区域の範囲：

菊池市の全域



特区の概要：

農地の権利取得後の下限面積要件を現行の50aから20aに緩和することにより、やる気のある就農希望者の参入を促進するとともに、第3セクターの有限会社（農業生産法人）をはじめ、関係者団体との連携のもと、新規就農者の円滑な就農を積極的に支援するものである。計画区域内では、地産地消を基本とする多様な販路をもとに、地形的条件を生かした様々な農業経営が展開されるとともに、農業担い手の育成、農林業を基盤とする新たな雇用の創出など、魅力ある地域づくりに向けた地域・個人の取組みを積極的に支援していく。

適用される規制
の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和

